

2021 年度

東洋大学審査学位論文

日本古代王権変質過程の研究

要約

文学研究科史学専攻博士後期課程

4160140001 上村 正裕

本論文は二部十章構成に序章・終章を付した形となっており、日本古代の王権がどのように変質していったのかを解明したものである。王権とは、天皇（王）の権力を円滑に発揮できるように構成された、太上天皇や皇后（皇太后）、皇太子など天皇をバックアップする存在をも含みこんだ権力体のことであるが、日本古代史における王権研究は近年特に盛んとなっており、1つの検討視角として定着しているだけでなく、もはや日本古代史のみにとどまらない枠組みとなっている。かかる研究潮流は、従来個別具体的な検討に陥りがちだった、太上天皇・皇后（皇太后）・皇太子などの研究それぞれに双方向的なつながりを生み出した。今日の王権研究は、個々の王権の権力（太上天皇、皇太后など。複合権力という）を検討するのではなく、王権の複合権力を相互連関的に検討する段階になっているのである（荒木敏夫「王権とは何か」『日本古代の王権』敬文舎、2013年）。

皇太子については史料上に「国の固め」「国の鎮め」などと称され、その固有の地位を認める荒木敏夫『日本古代の皇太子』（吉川弘文館、1985年）の見解もあるが、廢太子などが繰り返された経緯を踏まえれば、太上天皇や皇后・皇太后と比べて、その地位は脆弱だったと言わざるを得ない。

一方、仁藤敦史「律令国家論の現状と課題」（『古代王権と官僚制』臨川書店、2000年、初出1991年）は、専制国家論を「天皇による恣意的な統治」ではなく、「制度化された権力としての皇権」という立場から、王権の多極構造や内臣・紫微令・摂関を含めた総合的考察が必要とするが、この仁藤氏の提唱に基づく考察はまだ深められる余地がある。

上述のように、本論文では王権構成上における皇太子については高く評価せず、軸としての存在は太上天皇・皇太后を据える。王権構造が太上天皇と皇后・皇太后の権力行使にいかなる影響や規則性を与えたのか、そしてそれらがいかなる有機的連関を有していたのかなどを明らかにすることが、本論文における1つの眼目である。

また、内臣や皇太后側近の官人についても考察するが、これは皇太后など王権権力の一端を測る素材となると考えられるからであり、その場合、内臣は王権そのものではなく、「王権周辺」の存在として位置づけることが望ましい。上島享「藤原道長と院政」（『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、2010年、初出2001年）、同「中世王権の創出と院政」（『日本の歴史8 古代天皇制を考える』講談社学術文庫、2009年、初出2001年）、神谷正昌「摂政・関白と王権」（『歴史評論』841、2020年）のように、王権に平安時代の摂関を含める見解もあるが、天皇大権を代行、あるいは輔佐することから、王権の一角とみておきたい。

以上の視角により、本論文では太上天皇と皇后・皇太后らの王権内部での働きを有機的に関連づけ、その変遷を8・9世紀という期間で展望することで、王権構造の変化や天皇のあり方を明らかにすることを目的とする。天皇のあり方については、9世紀に天皇の「機関化」がなされたという、早川庄八「律令国家・王朝国家における天皇」（『天皇と古代国家』講談社学術文庫、2000年、初出1987年）、川尻秋生『シリーズ日本古代史⑤ 平安京遷都』（岩波新書、2011年）などの指摘があるが、早川氏は天皇権威の絶対化および公卿を中心とした国政運営の確立、川尻氏は天皇の儀式への不出御が目立っている現象にもとづいた見解である。特にこれらの知見に改めて付け加えることはないが、本論文では王権構造の変質といかなる連関性を有するかという観点から、総合的俯瞰的な王権構造の分析を行い、天皇のあり方にもいくらかの私見を示すことを目指

した。

以上のような課題設定を踏まえ、本論文は以下のような構成で執筆した。

序章 日本古代王権構造の研究動向と課題

第一部 八世紀の王権構造とその周辺

第一章 八世紀の太上天皇と王権

第二章 八世紀の皇后・皇太后

第三章 大伴古麻呂と「選ばれた四位官人」

第四章 藤原永手と内臣

第五章 藤原仲麻呂と光明子

第二部 平安期王権構造への転回—八世紀後半から九世紀に向けて—

第一章 称徳王権論

第二章 奈良時代の王権と内臣

第三章 桓武天皇の王権構想と平安初期の議政官

第四章 平安前期太上天皇制とその行方

第五章 皇后・皇太后の変質と母後の登場

終章 八・九世紀王権構造の変質過程と政治史の展開

第一部「八世紀の王権構造とその周辺」では、8世紀の王権構造とその周辺を明らかにすることを主眼に置いた。第一章では太上天皇、第二章では皇后・皇太后を検討材料とし、それぞれが王権内部で果たした機能を析出した。

春名宏昭「太上天皇制の成立」(『史学雑誌』99-2、1990年)によれば、太上天皇は天皇と同等の権力を有したとされ、天平年間における関東行幸において、元正太上天皇が聖武天皇とは異なる独自の働きを見せていることから、矛盾を惹起しかねない存在と位置づけられていた。それがひいては、太上天皇も内印を有していたとして、二重権力の想定を極致まで高める、春名宏昭「太上天皇と内印」(皆川完一編『古代中世史料学研究』下、吉川弘文館、1998年)のような論まで登場したのである。

第一章「八世紀の太上天皇と王権」ではそうした対立史観への疑義を念頭に置いて、25年もの長期間にわたって太上天皇位に在位していた元正太上天皇を八世紀太上天皇制の定点観測の材料として位置づけ、多くの事例の検討から擬制的親子関係を結んだ聖武天皇の後見役と位置づけた。そして、関東行幸での対立説も、当時の史料を再度検討・吟味することで、対立的要素は見いだせないことを指摘した。

以上のような元正太上天皇のモデルケースとしてのあり方は、他の太上天皇にも概ね当てはまる。ただ、孝謙太上天皇に関しては、権威面での致命的欠陥により、太上天皇に准じる地位を獲得した光明皇太后、大師(太政大臣)として淳仁天皇補佐の地位を得た藤原仲麻呂によって、その権能が制限されることとなった。

第二章「八世紀の皇后・皇太后」では、まず立后宣命の「しりへの政」に着目し、光明子のそれに登場する「山川」「日月」といった対句表現における中国由来の陰陽二元論の影響を探ることを試みた。皇后時代の光明子については皇太后時代ほど多くの動向は見いだせないが、聖武天皇の福田思想実現という観点から、『続日本紀』天平宝字4年(760)6月乙丑条の薨伝にみえる東

大寺・国分寺造営の進言、悲田院・施薬院の造営に皇后としての補助的意味合いを見いだした。

「山川」「日月」といった対句表現にもとづく陰陽二元論的な文言は他の立后宣命には見られないが、大宝令で初めて導入された太上天皇に遅れて立后された皇后であるという点を加味すると、中国的な儒教的観念が投影されたものと考えられる。光明子の次に立后した井上内親王の段階で内裏外にあった皇后宮が内裏内に吸収されたとされており、過渡的状况を迎えていたものと推測されるが、8世紀を通じて皇后には天皇補佐の役割が与えられていたと思われる。

一方、8世紀の皇太后は光明子のみである。光明皇太后は道祖王廢太子や橘奈良麻呂の変収束に向けた斡旋など、王権の後見といった範疇にとどまらない動きを見せる。これには聖武太上天皇が群臣に対して「朕が後に太后に能く仕へ奉り助け奉れ」（『続日本紀』天平宝字元年（757）7月戊申条）と遺詔したことが1つの担保になっていると思われ、その淵源は漢代の皇太后に求められる。光明子は則天武后に擬されることもあるが、日中比較の観点から見れば、皇后への権威、皇太后の権力付与に即物的に直結するような漢代の皇后・皇太后の実例も参看していたのである。それとともに、太上天皇不在という王権の危機を解消すべく、光明子は太上天皇に准じる地位を獲得した。

以上の考察により、8世紀における太上天皇・皇后・皇太后の位置づけが明らかになった。続いて、光明皇太后のもとに結集していた官人について、第三章・第四章・第五章において検討した。第三章「大伴古麻呂と「選ばれた四位官人」」では大伴古麻呂を題材として、当時の四位官人の地位の検討にまで論を及ぼした。古麻呂は議政官ではない人物であったが、光明皇太后から「近人」（『続日本紀』天平宝字元年7月己酉条）と称されており、道祖王廢太子後の立太子の合議などにも関与するなど、特殊な政治的地位を得ていた。議政官でないにもかかわらず、皇位継承などに関与する官人は8世紀を通じて存在していた。

この点について、佐藤長門「古代天皇制の構造とその展開」（『日本古代王権の構造と展開』吉川弘文館、2009年、初出2001年）は王権の選択性によって参加していると指摘しているが、本章では一步論を進めて、当時の合議制のあり方にも焦点を当てて、古麻呂を中心とした「選ばれた四位官人」についての素描を試みた。その手がかりの1つが『続日本紀』の墓伝に聖武天皇の側近と目される人物が散見すること、また、『続日本紀』天平13年（741）10月戊戌条から男官の内裏伺候を拡大したと考えられることで、ここから聖武天皇が有能な官人を近侍させようとしていたことが推測される。

それを足がかりに、本章では奈良時代において四位官人が意見封事や忠誠忠勤を要請される立場であったことを明らかにし、参議ではない八省卿の船親王・池田親王ら「預議政者」に中納言並の経済的支給措置がなされていること（『続日本紀』天平宝字5年（761）2月丙辰朔条）から、当時の議政官組織が平安時代の公卿のような固定的な集団ではなかったと推定した。

第四章「藤原永手と内臣」では、藤原仲麻呂の専制権力のみが注目されがちな孝謙朝における藤原永手の存在に着目した。『類聚三代格』巻2、昌泰3年（900）12月9日太政官符所引天平勝宝9年4月14日内臣宣の「内臣」については、従来紫微内相の藤原仲麻呂と理解されてきたが、仲麻呂が紫微内相に任命されたのはそれよりも1ヶ月後のことであることがこの説の難点である。

本章では、東野治之「東大寺献物帳と紫微中台」（『大和古寺の研究』塙書房、2011年、初出2001年）の藤原永手内臣説を妥当と判断し、『公卿補任』の記述から権中納言であり合議に参加

する存在であることを踏まえつつ、太上天皇に准じる位置づけを与えられていた光明皇太后の意を体して動いていたと考えた。

このような第三章・第四章で示した官人を仲麻呂との相克という視点で考察したのが、第五章「藤原仲麻呂と光明子」で、ここでは従来終始良好な関係を有したとされる光明子と仲麻呂という通説的見解について再考を迫った。その根拠としては、橘奈良麻呂の変における対応の相違といった点が挙げられる。光明皇太后は奈良麻呂与党に説諭するなど穏便な幕引きを図ったが、仲麻呂は苛烈な尋問を通して、奈良麻呂与党の一掃を強行した。

それを承認したのは、自らの権威における致命的欠陥を克服し、王権での復権を狙った孝謙天皇であったが、仲麻呂は2ヶ月後に維摩会の復興を通して光明皇太后との関係修復を図った。光明皇太后は当初大炊王（淳仁天皇）の即位を支持していなかったと考えられるが、天平宝字3年（759）に舍人親王（淳仁天皇父）らへの尊号授与を熱心に勧めていることから、ここで考えを改めたものと思われる。そして、光明皇太后は複数の側近を重用するという構想を持っていたと考えられるが、奈良麻呂与党の一掃により頓挫した。しかし、仲麻呂と再度提携することで、王権を主導していく姿勢へと改めたのである。

以上、第一部の検討により、8世紀の太上天皇が天皇を後見する存在であるとともに、皇后が天皇を補佐し、皇太后も光明子の一例のみではあるが、太上天皇に准じる位置づけを得ていたことが明らかとなった。すなわち、8世紀の天皇は単独では十分な権威を有しておらず、それを補完するために太上天皇や皇后・皇太后の後見が必要不可欠であったのである。

さらに、8世紀では平安時代の公卿のような固定的な議政官組織は確立しておらず、「預議政者」といった流動的な合議体が存在していたと考えられるが、その軸となっていたのは「選ばれた四位官人」であった。彼らは聖武天皇によって考案され、光明皇太后を支える存在として動いていたのである。

第二部「平安期王権構造への転回—八世紀後半から九世紀に向けて—」では、8世紀で明らかとなった太上天皇と皇后・皇太后のあり方が9世紀になってどのように変化したのかを考察した。また、内臣や王権に近侍する四位官人といった複数の要素が平安時代に向けてどのように発展・解消され、公卿という枠組みへとつながっていくかにも目配りした。第一部では、奈良時代における四位官人がどのような形で王権、特に光明皇太后のもとに結集していたのかを論じたが、そういった固有の政治的地位がいかに変容していくのかという点も視野に入れた立論となっている。

本論文では過渡期としての奈良時代という枠組みを構想しており、その点では単純に8世紀と9世紀で線引きすることはしていない。王権構造と貴族層の変質という点で1つの画期となると思われるのは、8世紀後半の称徳朝である。

その称徳朝は「道鏡政権」などとしてその異質性が強調されてきたが、第一章「称徳王権論」ではその専制権力の特質や王権構造の実態を詳細に論じた。称徳天皇は群臣が意中の皇太子を擁立する水面下の動きを牽制し、父・聖武天皇の遺詔を持ち出して、自身のみが皇位継承決定権を有するという姿勢を強く打ち出した。その上で、道鏡即位の可能性を模索するが、本章では天皇に准じる待遇であった道鏡を「共同統治者」とみなし、王権の一角であるととらえた。

また、称徳天皇は専制権力を有しつつ、自身を支える側近層や藤原氏との関係形成を図ったが、申文刺文形態といった新しい政務形態を導入し、議政官組織の変質をうながした。これは公卿制

の萌芽として見逃せない。公卿の語も元々は五位以上官人を指していたが、この段階で平安時代の公卿の同義的意味合いが与えられていたことも判明した。

第二章「奈良時代の王権と内臣」では、内臣藤原永手が光明皇太后を支える存在だったという第一部第四章で得た知見が奈良時代全体に敷衍することができるのかという問題意識のもと、内臣の制度史的検討を行った。加えて第二部第一章で得た知見をもとに、奈良時代の内臣がどのような歴史的展開を見せ、消滅していくのかという点を明らかにすることも目的である。内臣の嚆矢は7世紀の藤原鎌足であるが、天智天皇への近侍官、外交への関与という性格が見られた一方で、藤原房前・永手の段階でも近侍官といった側面は継続する。ただし、徐々に任命時の官位が上昇するなど、内臣の性質も変化していた。

内臣の制度史的展開を踏まえると、大きな画期は宝亀年間の藤原良継・魚名であると言える。この時、内臣から内大臣へと昇格する流れが生まれており、太政官との一体化が図られている。それだけでなく、永手の時に初めて見られた官符発給の機能が良継・魚名にも受け継がれ、ここにも太政官との一体化の遠因があった。内臣が任命される時期は王権構造とも密接な関係が見られるが、これは知太政官事との違いでもある。内臣は桓武朝以降見られなくなるが、ここには桓武天皇の専制化や公卿の成立が関係していると考えられる。本章では7世紀以来の群臣層がどのように過渡期としての奈良時代を経て、平安時代の公卿へとつながっていくのかというロング・レンジな視点を重視している。

第三章「桓武天皇の王権構想と平安初期の議政官」では、9世紀の王権構造が8世紀のそれからいかにして変容していったのかを解明するために、称徳朝の後を受けて成立した光仁・桓武朝の王権構造がどのように形成され、奈良時代以来の側近層がいかなる形で発展・解消していったのかを明らかにした。光仁・桓武朝では太上天皇が短期間の光仁太上天皇以外に見られず、皇太后も存在しなかった。そして、皇位継承決定権について、桓武天皇は自らの四人の皇子（安殿・神野・大伴・伊予）のみに限定し、群臣による関与を認めなかった。ここに称徳天皇の皇位継承に関わる姿勢が踏襲されているものとする。こうしたあり方は、平安時代を通じて受け継がれることとなり、合議によって皇位継承を決定することは、陽成天皇廃位まで約100年あまり行われなくなった。

そして、桓武天皇は大臣を置かないことで自らの専制権力を維持しつつ、有力公卿に衛府長官を兼任させるなど、天皇と公卿の関係にも変化が生じることとなる。こうしたあり方も、平城・嵯峨天皇によって継承される。平城天皇も公卿に衛府長官を兼任させるが、嵯峨天皇はさらに公卿の邸宅への行幸やそこでの賦詩によって君臣唱和を行うことで、天皇と臣下の君臣関係を確認することに腐心したのである。ここに第一部で触れた「選ばれた四位官人」や内臣といった奈良時代以来の側近は淘汰され、公卿を中心とした新たな枠組みが確立していくことになる。

このように天皇と公卿との関係に変化が見られた一方で、9世紀の太上天皇と皇后・皇太后はどうなっていたのかという点について、第四章・第五章で検討を加えた。

第四章「平安前期太上天皇制とその行方」では、嵯峨太上天皇を起点とする平安前期太上天皇制がいかに変質していったのかを検討した。9世紀の太上天皇には平城・嵯峨・清和などがいるが、平城・嵯峨以来太上天皇が内裏から退去したことにより、8世紀までのような日常的な後見は不可能になった。そうした前提を踏まえた上でそれぞれの太上天皇の動向を見てみると、後見

といった性質というよりは、王権の権威者としての性格が濃厚である。清和については、讓位宣命で藤原基経を摂政に任命したことが重要で、それ以後の動向も基経の処遇に関わることにのみ限定されている。摂関政治成立の前提として、清和太上天皇の位置づけには高い評価を与えねばならないだろう。

10世紀の宇多太上天皇については「宇多院政」と評価する先行研究もあり、平安前期太上天皇制の展開を考える上では看過できない存在である。宇多太上天皇の動向を詳細に論じたものとしては目崎徳衛「宇多上皇の院と国政」(『貴族社会と古典文化』吉川弘文館、1995年、初出1969年)の研究があり、その時期区分に即して検討を加えたが、太上天皇制の展開という観点に即して一言でまとめるならば、宇多の段階で太上天皇制は大きく後退していたと言わざるを得ない。

藤原時平の時に比べて、宇多と親しい関係を有した藤原忠平の時にはいくらか注目される動向はあるが、総体的に見れば、摂関を中心とした太政官に行動を制約されていた様子が看取される。円融太上天皇の動向もあわせて検討したが、母后に比べてその権力行使は抑制されていたのである。太上天皇制の画期としては太上天皇の内裏退去を決定づけた平城・嵯峨の段階、摂関政治の前提となった清和の段階に見出す見解が示されているが、本章では宇多の決定的な後退を重視し、それぞれの段階的な後退を想定したい。

第五章「皇后・皇太后の変質と母後の登場」では、奈良時代の皇后・皇太后のあり方が9世紀に至ってどのような変質を遂げたのかを考察した。第一部第二章で指摘したように、令制初の皇后として立后した光明子は聖武天皇を支える地位を与えられ、皇太后時代には太上天皇に准じる位置づけを獲得し、中国の皇太后に比肩する権力を有した。それに対して、8世紀後半以降の皇后制は、井上内親王(光仁天皇妻后)の皇后宮が内裏に吸収されたことをきっかけとして、転換期を迎える。

井上内親王は女性即位の可能性もはらんでいたため、過渡期的な評価が与えられるが、本章では、9世紀における皇后制に段階的な後退を想定し、橘嘉智子(嵯峨天皇妻后)・正子内親王(淳和天皇妻后)それぞれの政治的行為がどのような要因で可能であったかを念頭に置いて、検討を加えた。この検討結果により、9世紀の皇后は天皇を支えるという地位を維持していたようであり、9世紀初頭で早くも権力を喪失していたとの見解は見直されるべきと考える。

皇太后については、橘嘉智子と正子内親王など考える題材に恵まれており、特に嘉智子は承和の変での動きなど特筆される。しかし、承和の変関係者の処分に直接関与しているわけではなく、奈良麻呂の変で説諭を行った光明皇太后に比べて、その権力は後退していると考えざるを得ない。その他、入唐僧の派遣などにも関与している様子が見られるが、天皇との母子関係や権威に立脚した、王権を分掌する構成核に定着していったと考えられる。

また、9世紀の皇后制を考える上では母後の登場は見逃すことはできない。藤原順子(文徳天皇母)・藤原明子(清和天皇母)といった9世紀後半の母后には、皇后から皇太后へと転上した橘嘉智子らのような高度な政治判断を下している事例はない。天皇の後見を行っていることは、先学の指摘通り認められるところではあるが、それ以外の権力行使は希薄だったのである。なお、藤原高子は藤原基経の権力獲得過程において排除されたと考えられるが、そこには清和太上天皇死去に伴う王権構造の変化が関係しており、陽成天皇の退位は9世紀王権の分岐点として評価したい。

以上から、8・9世紀における王権構造の実態や公卿の成立過程（貴族層の変容過程）が明らかとなり、7世紀以来の遺制である氏族制を継承した律令国家の二元性が平安時代にかけて解消されていく歴史的過程が判明したが、その着地点は摂関政治の成立であった。王権という概念により、天皇や古代国家がどのように転回したのか、その一端を示すことができたのではないかとと思われる。古代国家は天皇のみでなく、太上天皇や皇后・皇太后といった複数の権力核によって成り立っていたのであり、それぞれの存在意義や相互の関係性が明らかにされた意義は大きいと考える。

改めて整理すると、奈良時代において天皇を支える存在だった太上天皇は、平安時代において後見的立場を放棄した王権の権威者へと変貌を遂げ、皇后・皇太后についても奈良時代から平安時代にかけて権力の後退が見られる一方で、幼帝の登場に伴って母后という新しい原理に裏打ちされた后位が確立していくことになる。ただし、天皇と同輿・同居したとはいえ、王権の中心において太上天皇に准じる地位を獲得した光明皇太后とは、異なる関わり方と言わざるを得ない。

その点では、皇后・皇太后も王権の権威者として位置づけることができる。中世の国家を理解するうえで、黒田俊雄「中世の国家と天皇」（同著作集1『権門体制論』法蔵館、1994年、初出1963年）の権門体制論は避けて通ることはできないが、本論文で検討対象とした9世紀の太上天皇や皇后・皇太后がそれらと直結すると短絡的に考えることはできないため、王権の権威者という表現を使用したことを付言しておきたい。

終章「八・九世紀王権構造の変質過程と政治史の展開」においては、これらの成果をまとめたとともに、王権構造に即した政治史研究の有効性も強調した。しかし、天皇そのもののあり方や摂関期王権研究の有効性については、本論文において論じることができず、課題として示すにとどまった。特に摂関期についてはジェンダー史の観点で母后の存在がクローズアップされているのに対し、王権研究の有効性についてはいまだ課題を残している。摂関期の研究においては膨大な古記録から丹念に関係史料を博搜するという地道な作業が求められ、今後はそういった観点で考察を進めていきたいと考えている。

以上のような本論文の成果を踏まえ、さらに残された課題の解明へと取り組んでいくことにしたい。